

2009年10月6日

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

## 「サイト表現運用管理体制認定制度」 審査・運用監視料金のお知らせ

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下：EMA）は、2009年10月8日より文章表現、画像、動画、電子書籍類、ゲーム等のコンテンツを対象とした「サイト表現運用管理体制認定制度\*1（以下：「本認定制度」）」の審査受付を開始いたします。本認定制度の審査・運用監視料金を別紙のとおり決定しましたのでお知らせ申し上げます。

EMAは、コミュニティ機能を有するモバイルサイトを対象とした「コミュニティサイト運用管理体制認定制度\*2」を2008年7月より開始しました。サイト表現運用管理体制認定制度では、コミュニティ機能を有さない「サイト表現\*3」を含むコンテンツの発信を行うモバイルサイトを対象としており、青少年の閲覧に配慮した領域をより広範に確保することで青少年保護と健全育成を目的としております。

### \*1 サイト表現運用管理体制認定制度

文章表現、画像、動画、電子書籍類、ゲーム等のコンテンツを発信するモバイルサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とした認定制度です。EMAが策定した「サイト表現運用管理体制認定基準」では、サイト運営者が自社表現基準を定め、その自社表現基準に基づき情報を適切に分類することを求めています。このことにより、モバイルサイト内に混在する多様な情報（コンテンツ）が青少年の閲覧に配慮した領域とそれ以外の領域とに分離（ゾーニング）されます。EMAでは認定基準をもとに審査を行い、適合したサイトには認定を付与し、定期的・継続的な運用監視を実施します。

「サイト表現運用管理体制認定基準」については以下をご参照ください。

<http://www.ema.or.jp/dl/expressionkijun.pdf>

### \*2 コミュニティサイト運用管理体制認定制度

ユーザー投稿等により形成されるコミュニティサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的とした認定制度です。EMAが策定した認定基準「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」をもとに審査を行い、適合したコミュニティサイトに対して認定を付与します。認定後は認定基準に適合した運用管理体制が維持されているか確認するため、認定サイトに対して定期的・継続的な監視を実施します。また、一般ユーザー等から認定サイトへのクレーム、問合せ、意見等を受け、運用監視に活かすとともに本認定基準への反映も適宜行います。

「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」については以下をご参照ください。

<http://www.ema.or.jp/dl/communitykijun.pdf>

\*3 「サイト表現」

サイト内のテキストによる表記及び文章表現、画像、動画、デジタルコミックなどの電子書籍類、ゲームなどのサイト運営者がユーザーに発信する多様な表現部分を対象としています。

<別紙> サイト表現運用管理体制認定制度 審査・運用監視に関わる料金

EMA では、2つの認定制度や啓発・教育などの活動を通じ、青少年のモバイルインターネット利用環境におけるセーフティネットの整備を推進してまいります。

本プレスリリースに関するお問合せ先  
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
事務局 広報担当：岸原、小林  
〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-38 千歳ビル3F  
電話番号：03-6913-9235 FAX：03-5775-3885  
<http://www.ema.or.jp/>  
e-mail:info@ema.or.jp

別紙

# サイト表現運用管理体制認定制度 審査・運用監視に関わる料金

2009年10月6日版

 **Content Evaluation and Monitoring Association**  
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

〒106 - 0031 東京都港区西麻布1 - 4 - 38 千歳ビル3階

TEL:03-6913-9235 FAX:03-5775-3885

URL:<http://www.ema.or.jp/>

## 目次

1. 目的 .....	1
2. 審査・運用監視料金構成 .....	1
3. 料金の支払 .....	1
3.1. 予備審査料金の支払 .....	1
3.2. 本審査料金の支払 .....	1
3.3. 運用監視料金の支払 .....	1
3.4. 追加運用監視料金の支払 .....	2
4. 料金の支払方法および支払先 .....	3
5. 料金 .....	4
5.1. 料金表 .....	4
6. 審査・運用監視に関わる料金の請求 .....	6

## 1. 目的

この文書は、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(以下「EMA」という。)が、サイト表現運用管理体制認定制度の審査・運用監視に関わる料金を定めたものです。

## 2. 審査・運用監視料金構成

審査・運用監視料金は、以下の構成となります。

- ◆ 予備審査料金として 予備審査料
- ◆ 本審査料金として 基本審査料、従量審査料
- ◆ 運用監視料金として 基本監視料、従量監視料
- ◆ 追加運用監視料金(認定後認定サイト EMA 認定対象領域に追加・変更コンテンツがあった場合)  
追加運用監視料A、追加運用監視料B
- ◆ 審査・運用監視全般に係る その他諸経費

## 3. 料金の支払

### 3.1. 予備審査料金の支払

#### 予備審査料の支払

EMA は申請者から予備審査申請書類一式ならびに審査業務開始申込書を受領し、形式確認後、予備審査料金請求書、本審査料金の基本審査料の見積書を送付いたします。

申請者は当該請求書に明記された所定の期日までに銀行振込にてお支払いください。

### 3.2. 本審査料金の支払

#### 基本審査料の支払

EMA は申請者へ予備審査結果が完了した旨を通知の際に、基本審査料請求書と本審査に関する申請書類一式を送付いたします。

申請者は当該請求書に明記された所定の期日までに銀行振込にてお支払いください。

#### 従量審査料の支払

EMA は申請者から本審査申請書類一式を受領し、形式確認後、従量審査料の見積書と請求書及び認定後の運用監視に関わる運用監視料金として基本監視料、従量監視料の見積書を送付いたします。

申請者は当該請求書に明記された所定の期日までに銀行振込にてお支払いください。

### 3.3. 運用監視料金の支払

#### 基本監視料、従量監視料の支払

EMA は本審査に適合した申請者へ本審査結果通知書、運用監視契約書、運用監視料金として基本監視料と従量監視料の請求書を送付いたします。

申請者は当該請求書に明記された所定の期日までに銀行振込にてお支払いください。

### 3.4. 追加運用監視料金の支払

#### 追加運用監視料 A、追加運用管理料 B の支払

サイト表現運用管理認定制度の認定サイトが審査期間及び認定期間において、当該サイト EMA 認定対象範囲内へコンテンツの追加・変更を行った場合には、EMA は申請者から追加運用監視申請書類一式を受領し、形式確認後、追加運用監視料金として追加運用監視料 A と追加運用監視料 B の見積書と請求書を送付いたします。

申請者は当該請求書に明記された所定の期日までに銀行振込にてお支払いください。

#### その他諸経費の支払

EMA が本審査、運用監視業務において、ヒアリングを実施する必要があると判断した場合、当該ヒアリングの実施場所が、申請者の申し出により申請者の所在地または指定場所となった場合には、事前に当該ヒアリングに係る交通費、移動対価・宿泊費等の実地ヒアリング費用の見積書を送付いたします。また、当該ヒアリング後、実地ヒアリング費用の請求書を送付いたします。

また、上記以外に諸経費(サンプリング用コンテンツ購入費等)が発生する場合には、当該事項を申請者へ確認承諾の上、その他諸経費として見積書と請求書を送付いたします。

申請者は当該請求書に明記された所定の期日までに銀行振込にてお支払いください。

#### 4. 料金の支払方法および支払先

EMA への支払は、いずれも本書面記載の EMA 名義の預金口座への銀行振込のみとなります。

**〈振込先口座明細〉**

銀行名	: 三菱東京 UFJ 銀行渋谷中央支店
口座種別・口座番号	: 普通 7902608
口座名義人	: シャ)モバイルコンテンツシンサウンヨウカンシキコウ

銀行振込以外の方法での支払は受けられません。

振込に要する費用は申請者の負担といたします。

入金確認をスムーズに行うため、送金者を「申請管理番号 + 申請者名(商号)」とご指定頂きますようお願いいたします。申請管理番号は請求書に記載されています。

料金の支払期日が銀行営業日ではない場合、当該月の最終銀行営業日を支払期日とします。

EMA への支払は、別途取り決めがある場合を除き、理由の如何を問わず申請者に返還されません。

## 5. 料金

### 5.1. 料金表

各料金は以下のとおりとします。

#### 予備審査料金

項目	料金 (税込)
予備審査料	¥52,500

#### 本審査料金

項目	料金 (税込)	
	非会員	会員
基本審査料	¥210,000	¥189,000
従量審査料	(A表の計算式で「基準コンテンツ数」を算出し、 B表で「ランク」を確認後、C表の「従量審査料」を参照)	
計	基本審査料 + 従量審査料	

A表、B表、C表……下記の「料金表(別表)」をご参照ください。

EMA会員の本審査基本審査料は非会員料金の10%割引とします。

#### 運用監視料金

項目	料金 (税込)
基本監視料	¥189,000
従量監視料	(A表の計算式で「基準コンテンツ数」を算出し、 B表で「ランク」を確認後、C表の「従量監視料」を参照)
計	基本監視料 + 従量監視料

A表、B表、C表……下記の「料金表(別表)」をご参照ください。

#### 追加運用監視料金

追加運用監視料金は、追加運用監視申請の結果、ランクが変更になる場合のみ、お支払いいただきます。

項目	料金 (税込)
追加運用監視料金 A	変更後のランクの従量審査料 - 変更前のランクの従量審査料
追加運用監視料金 B	( 変更後のランクの従量監視料 - 変更前のランクの従量監視料 ) × ( 認定期間残月数 ÷ 12 )
計	追加運用監視料金 A + 追加運用監視料金 B

ランク……下記の「料金表(別表)」のA表の計算式で「基準コンテンツ数」を算出し、B表で「ランク」をご確認ください。



## 料金表(別表)

**A表: 基準コンテンツ数の算出計算式**

表現区分	計算式	該当する表現方法
タイプ A	タイプ A のコンテンツの総数 × 0.2	ページタイプコンテンツ、壁紙、写真(複数ページファイルではない)
タイプ B	タイプ B のコンテンツの総数 × 1	コミック、写真集、イラスト集
タイプ C	タイプ C のコンテンツの総数 × 1.5	動画
タイプ D	タイプ D のコンテンツの総数 × 2	小説、ゲーム

EMA 認定対象範囲内に複数の表現方法があり、複数の表現区分に該当する場合は、上記の計算式によりもとめた各表現区分の基準コンテンツ数の合計となります。

上記の表現方法に該当しない場合、また、ページタイプコンテンツ、ファイルタイプコンテンツで動的にページ生成を行う場合等については、別途ご相談ください。

**B表: ランク表**

ランク	基準コンテンツ数
1	1 ~ 500
2	501 ~ 1,000
3	1,001 ~ 5,000
4	5,001 ~ 10,000
5	10,001 ~ 20,000
6	20,001 ~ 30,000
7	30,001 ~ 40,000
8	40,001 ~ 50,000

基準コンテンツ数が 50,001 以上の場合は、別途ご説明いたします。

**C表: ランク別 従量審査料・従量監視料**

ランク	従量審査料	従量監視料
1	¥47,250	¥59,063
2	¥94,500	¥70,875
3	¥189,000	¥118,125
4	¥283,500	¥165,375
5	¥378,000	¥235,200
6	¥472,500	¥305,025
7	¥567,000	¥398,475
8	¥661,500	¥491,925
9	ランク 9 以上(基準コンテンツ数が 50,001 以上)の場合は、別途ご説明いたします。	

## 6. 審査・運用監視に関わる料金の請求

